

鳥取・島根連合海区漁業調整委員会委員の選任について

鳥取・島根連合海区漁業調整委員会は両県の入会海域（中海、境水道、美保湾及び周辺海域）における漁業調整を図ることを目的として漁業法第105条第1項の規定に基づき、昭和38年に設置されたものである。

その後、両県の意見対立等により長らく開催されていなかったが、中海における県境決定に際し締結された「中海、境水道及び美保湾における漁業に関する協定書（H2.10.4）」に基づき、当該海域での漁業調整を図る必要性が生じたことから、平成3年から協議が再開されたものの、平成7年9月（第10回、会長海区：鳥取）開催されたのを最後に休会状況にある。

現在は、新たに締結された「中海及び境水道における漁業に関する協定書（H18.1.31）」に基づき、「中海及び境水道における漁業に関する鳥取・島根両県協議会（H21.3.11設置）」のなかで、許可条件の統一等の協議がなされ、その結果に基づき両県でそれぞれが決定している。

今後、入会海域で新たな漁業問題が発生した場合に備え、委員を選任しようとするものである。

鳥取・島根連合海区漁業調整委員会委員（旧）

鳥 取 海 区	
鳥取海区漁業調整委員会会長	田口 勝蔵
	景山 一夫
	米村 健治
	武良 賢治
	祇園 行裕

鳥取・島根連合海区漁業調整委員会委員（新）

鳥 取 海 区	
鳥取海区漁業調整委員会会長	

鳥取・島根連合海区漁業調整委員会規程

(趣旨)

第1条 鳥取・島根連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の構成その他運営に関しては、漁業法その他法令の定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的及び所掌海域)

第2条 委員会は、中海、境水道、美保湾及び周辺海域における漁業調整上必要な事項について調査審議し、指示、答申及び意見具申する。

(委員会)

第3条 委員会は、委員10名をもって組織する。

2 委員会は鳥取海区漁業調整委員会、島根海区漁業調整委員会（以下「両海区委員会」という。）の委員の中から同数の委員をもって充てる。

3 専門の事項を調査審議させるために必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

(会長及び会長職務代理者)

第4条 会長及び会長職務代理者（以下「会長等」という。）は、委員の互選によって選出する。

2 会長等の任期は、1年とする。但し、1年を経過した日から次の会長等が選出されるまでの間は、これを延長する。

3 会長等は、両海区委員会から交代に選出する。

4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 会長に事故あるときは、会長職務代理者がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。会長に事故あるときは、会長が所属する県の知事が招集する。

2 委員の三分の一以上から書面で会議の目的たる事項を示して委員会の会議を招集すべき旨の要求があったときは、会長は委員会を招集しなければならない。

3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を各委員に通知しなければならない。

4 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第6条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長の決するところによる。

第7条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。但し、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

第8条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

一 会議開催の日時及び場所

二 出席委員の氏名

三 付議議題

四 議事の顛末

五 その他重要な事項

第9条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、会長の所属する海区漁業調整委員会事務局に置く。

2 事務局は、委員会の庶務を行う。

(経費)

第11条 委員会の経費のうち報酬及び費用弁償は、当該委員の属する海区漁業調整委員会において負担し、その他の経費については、両海区委員会において半額ずつ負担する。

(規程の改正)

第12条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

(雑則)

第13条 前各条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

附 則

この規程は、昭和38年2月6日から施行する。

改正後の規程は、平成3年3月27日から施行する。

改正後の規程は、平成7年9月11日から施行する。

■参考■ 根拠法令

漁業法

(漁業調整委員会)

第 82 条 漁業調整委員会は、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会とする。

2 海区漁業調整委員会は都道府県知事の監督に、連合海区漁業調整委員会はその設置された海区を管轄する都道府県知事の監督に、広域漁業調整委員会は農林水産大臣の監督に属する。

(所掌事項)

第 83 条 漁業調整委員会は、その設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理する。

(設置)

第 105 条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、特定の目的のために、二以上の海区の区域を合した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる。

2 (略)

3 都道府県知事が第 1 項の規定により連合海区漁業調整委員会を置こうとする場合において、その海区の一部が他の都道府県知事の管轄に属するときは、当該都道府県知事と協議しなければならない。

4～7 (略)

(構成)

第 106 条 連合海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、その海区の区域内に設置された各海区漁業調整委員会の委員の中からその定めるところにより選出された各同数の委員をもつて充てる。但し、海区漁業調整委員会の数が第 3 項の規定による委員の定数をこえる場合にあつては、各海区漁業調整委員会の委員の中から 1 人を選出し、その者が互選した者をもつて充てる。

3 委員の定数は、前条第 1 項に規定する場合にあつては、同条第 3 項に規定する場合を除き、都道府県知事が、同条第 3 項に規定する場合にあつては各都道府県知事が協議して、同条第 4 項に規定する場合にあつては各海区漁業調整委員会が協議して定める。

4 前条第 1 項の規定により連合海区漁業調整委員会を設置した都道府県知事又は同条第 4 項の規定により連合海区漁業調整委員会を設置した海区漁業調整委員会を監督する都道府県知事は、必要があると認めるときは、第 2 項の規定により選出される委員の外、学識経験がある者の中から、その三分の二以下の人数を限り、委員を選任することができる。

5 前項の委員の選任については、前条第 3 項に規定する場合及び同条第 5 項後段に規定する場合にあつては、当該都道府県知事と協議しなければならない。

6～8 (略)

(委員の任期及び解任)

第 107 条 前条第 2 項の規定により選出された委員の任期及び解任に関して必要な事項は、各委員の属する海区漁業調整委員会の定めるところによる。

(委員の失職)

第 108 条 第 106 条第 2 項の規定により選出された委員は、海区漁業調整委員会の委員でなくなつたときは、その職を失う。

(準用規定)

第 109 条 第 85 条第 2 項及び第 4 項から第 6 項まで (海区漁業調整委員会の会長、専門委員及び書記又は補助員)、第 96 条 (委員の辞職の制限)、第 98 条第 4 項 (任期満了の場合)並びに第 100 条から第 102 条まで (解任及び会議)の規定は、連合海区漁業調整委員会に準用する。この場合において、第 85 条第 2 項中「第 3 項第 2 号の委員」とあるのは「委員」と、同項及び同条第 5 項中「都道府県知事が」とあるのは「第 106 条第 4 項の委員の選任方法に準じて」と、第 100 条中「都道府県知事」とあるのは「第 106 条第 4 項に規定する都道府県知事」と、「委員を」とあるのは「委員をその選任方法に準じて」と読み替えるものとする。

中海及び境水道における漁業に関する鳥取・島根両県協議会

1 目的

「中海及び境水道における漁業に関する協定書」（平成18年1月31日付け鳥取県知事・島根県知事締結）第5条に基づき、中海及び境水道における漁業秩序の維持と漁業振興を図る。

2 所掌事項

- (1) 許可漁業及び自由漁業の取扱いに関すること。
- (2) 漁業の振興及び適切な漁業管理方法に関すること。
- (3) その他協定書に規定すること。

3 設置日 平成21年3月11日

4 事務局 鳥取県農林水産部水産振興局水産課及び島根県農林水産部水産課

【以下参考】

○中海及び境水道における漁業に関する協定書（H18.1.31締結）抜粋
第5条 両県は、この協定に規定する協議を実施するため、必要に応じて漁業者、試験研究機関及び行政担当者による協議機関を設置するものとする。

2 前項の協議機関の構成、協議事項その他必要な事項については、別に定める。

○開催実績及び今後の予定

第1回協議会 H21.3.17 米子市にて開催

第2回協議会 H21.7.9 米子市にて開催

第3回協議会 H23.2.4 松江市にて開催

第4回協議会 H24.8.29 米子市にて開催予定

中海及び境水道における漁業に関する協定書

鳥取県と島根県とは、中海における社会的・経済的環境の大きな変化を踏まえ、中海及び境水道における漁業を将来にわたって維持・発展させるといふ共通の目的のため、従来の入会慣行を尊重しつつ、この水域における漁業秩序の維持と漁業振興を図ることができよう、漁業の取扱いに関し、次のとおり協定する。

第1条 両県は、漁業権の設定又は変更について、それぞれの地先海域を相互に尊重して、自主的に計画を樹立し、相手県の意見を聴いて行うものとする。

第2条 両県は、許可漁業について、当分の間、相手県の許可を有している場合は、自県の水域においては自県の許可を有しているものとみなして、関係法令を適用するものとする。

2 前項の規定の取扱いに当たっては、対象とする漁業種類、操業隻数、操業条件等について、両県協議の上調整を図るものとする。

3 両県は、前2項の実施に必要な漁業調整規則及び許可の制限又は条件の改正を行うものとする。

第3条 両県は、自由漁業のうち特に必要があると認めるものについて、その取扱い等を協議するものとする。

第4条 両県は、中海及び境水道における漁業の振興及び適切な漁業管理方法に関して協議し、適切な措置を講ずるものとする。

第5条 両県は、この協定に規定する協議を実施するため、必要に応じて漁業者、試験研究機関及び行政担当者による協議機関を設置するものとする。

2 前項の協議機関の構成、協議事項その他必要な事項については、別に定める。

第6条 この協定の内容に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要がある場合は、両県誠意をもって処理するものとする。

第7条 「中海、境水道及び美保湾における漁業に関する協定書（平成2年10月4日協定）」及びそれに付随する協定は、中海及び境水道における漁業に関しては、この協定の締結をもって効力を失う。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

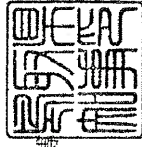
平成18年1月31日

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事

片山 善博

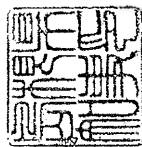


島根県松江市殿町1番地

島根県

島根県知事

澄田 信義



中海、境水道及び美保湾における 漁業に関する協定書

鳥取県と島根県は、中海、境水道及び美保湾が従来から両県漁業者の入会漁場であることを踏まえ、当該海域における両県漁業者の操業が今後とも円滑に継続されるため、県境決定後における漁業の取扱いに関し、以下のとおり協定する。

第1条 漁業権の設定又は変更については、両県それぞれ地先海域を相互に尊重して、自主的に計画を樹立し、相手方県の意見を聴いて行うものとする。

第2条 許可漁業については、操業隻数、操業条件等について両県協議し、従来どおりそれぞれの知事において許可を行うものとする。

第3条 自由漁業についても、特に必要があると認められるものについては、両県協議するものとする。

第4条 漁業法第74条（漁業監督吏員の職務執行）及び同法第134条（報告徴収、立入検査等）については、従来どおり両県それぞれ権限を行使するものとする。

第5条 両県は、この協定締結後速やかに協議機関を設置し、米子空港の延長滑走路の供用が開始されるまでに、漁業調整等について、誠意をもって協議し、調整を図るものとする。

2 協議機関において合意が得られた事項については、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

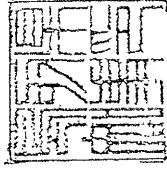
第6条 この協定書の内容に疑義が生じた場合又はこの協定書に定めのない事項について定める必要が生じた場合には、両県誠意をもって処理するものとする。

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。
2 「中海、境水道及び美保湾における島根、鳥取両県の漁業に関する覚書（昭和40年3月20日両県水産主管課長）」は、県境の決定をもって効力を失う。

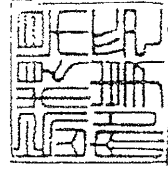
この協定書の締結を証するため、本書3通を作成し、両県及び立会人が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年10月4日

鳥取県知事 西尾 邑次



島根県知事 澄田 信義



平成20年10月10日

水産庁沿岸課長

立会人

渡辺好子